○法務省告示第四百四十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月一日　　法務大臣　上川　陽子

第二号の表有限会社後藤縫製の項中「婦人子供服製造」の下に「、帆布製品製造」を加える。

○法務省告示第四百五十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月一日　　法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表新日本金属工業株式会社の項中「めっき、ダイカスト」の下に「、アルミニウム陽極酸化処理」を加える。

○法務省告示第四百五十一号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号ト及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月一日　　法務大臣　上川　陽子

第一号の表中「一般社団法人日中産業技術交流協会」を「一般社団法人アジア産業技術交流協会」に改める。

第二号の表に次のように加える。

株式会社ＢＩＧ　ＴＲＡＤＥ	埼玉県川口市前川町四丁目六百三十四―二	内装仕上げ施工

○外務省告示第三百七号

一　昭和四十六年二月二日にラムサールで作成された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の締約国につき、平成二十七年八月二十一日現在で、次のとおり追加があった（平成十年七月二十一日外務省告示第二百六十九号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
スリナム共和国	昭和六十年七月二十二日	昭和六十年十一月二十二日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合教育科学文化機関事務局長に通告した。

クロアチア共和国　平成四年十一月十九日
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国　平成七年四月四日
ベラルーシ共和国　平成十一年九月十日
セルビア共和国　平成十三年七月三日
ボスニア・ヘルツェゴビナ　平成十三年九月二十四日
モンテネグロ　平成十九年四月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

平成二十七年九月一日

○厚生労働省告示第三百六十二号

国家戦略特別区域及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行に伴い、及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の三第一項の規定に基づき、国家戦略特別区域法第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを次のように定める。

平成二十七年九月一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

国家戦略特別区域法第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの

一　ヒト体細胞加工研究用具（次号及び第三号に掲げる物を除く。）

二　ヒト体性幹細胞加工研究用具（次号に掲げる物を除く。）

三　ヒト人工多能性幹細胞加工研究用具

○経済産業省告示第百七十八号

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）第十三条第三項の規定に基づき、会員制事業協会から住所変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十七年九月一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

名　称　一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会
新住所　東京都千代田区神田司町二丁目七番六号

○経済産業省告示第百八十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十六条において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
山梨県電気工事工業組合	山梨県甲府市住吉一丁目一番十一号	平成二十七年八月二十七日
千葉県電気工事工業組合	千葉県千葉市中央区道場南一丁目九番十五号	平成二十七年八月二十七日
埼玉県電気工事工業組合	埼玉県さいたま市北区植竹町一丁目八百二十番地六	平成二十七年八月二十七日
東京都電気工事工業組合	東京都中央区築地三丁目四番十三号	平成二十七年八月二十七日
栃木県電気工事業工業組合	栃木県宇都宮市戸祭四丁目十四番三十一号	平成二十七年八月二十七日
茨城県電気工事業工業組合	茨城県水戸市新原一丁目二番七号	平成二十七年八月二十七日
群馬県電気工事工業組合	群馬県前橋市問屋町一丁目八番四号	平成二十七年八月二十七日
神奈川県電気工事工業組合	神奈川県横浜市中区三吉町四番地一	平成二十七年八月二十七日

○経済産業省告示第百七十九号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第十三条の規定に基づき、同法第八条第一項に規定する指定発給機関である日本商工会議所から、同項に規定する発給事務を行う事務所の所在地の追加に係る変更の届出があったので、同法第二十四条第二項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

一　変更の対象となる経済連携協定　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）第一条各号に掲げる経済連携協定

二　指定発給機関の名称　日本商工会議所

三　指定発給機関の住所　東京都千代田区丸の内二丁目五番一号

四　追加する発給事務を行う事務所の所在地　金沢事務所　石川県金沢市尾山町九番十三号
岡山事務所　岡山県岡山市北区厚生町三丁目一番十五号

五　変更年月日　平成二十七年十月一日